

(案)

複製基本図修正及び国有林野施業実施計画図製作請負契約書

発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と請負人 ○○○○（以下「乙」という。）は、標記各項及び契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 物件名 | 令和8年度複製基本図修正及び国有林野施業実施計画図製作 |
| 2 数量 | 仕様書のとおり。 |
| 3 品質、規格等 | 仕様書のとおり。 |
| 4 契約金額 | ¥ . -
(うち消費税及び地方消費税額¥ . -) |
| 5 納入期限 | 仕様書のとおり。 |
| 6 納入場所 | 仕様書のとおり。 |
| 7 契約保証金 | 免除 |

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者（甲） 高知県高知市丸ノ内1-3-30
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

請負人（乙）

契 約 条 項

（総則）

第1条 乙は、仕様書に基づき、甲又は甲の命じた監督職員の指示により納入期限内に修正及び製作を完了し、これを納入場所に納入するものとする。

乙は、この契約において修正及び製作請負上必要な慣行に属する事項についてはこれによるものとし、この契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に関し、乙が甲に提出する書類は、特別な事情がない限り監督職員を経由しなければならない。この場合、監督職員が受理した日をもって甲に提出された日とみなす。

（情報の保持）

第2条 乙は、この契約の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡）

第3条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託）

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として請負契約金額に占める再委託又は再請負契約金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

8 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。

9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設

営及び運送・保管に類する業務)であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から第6項までの規定は、適用しない。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(作業の変更及び中止)

第6条 甲は、必要がある場合は、作業内容を変更し、又は中止することができる。

2 前項の場合において、請負契約金額（この契約締結後、請負契約金額の変更があった場合には、変更後の請負契約金額。以下同じ。）又は作業期間の変更を行う必要があるときは、甲乙協議の上、契約の変更を行うものとする。

(資料類の管理)

第7条 乙は、甲から受けた図面、帳簿、資料を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理するものとする。

これを亡失又は棄損したときは、天災その他乙の責に帰することのできない事由の場合を除き、甲の算定した金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(危険負担の担保)

第8条 乙は、物件を納入し受渡し完了するまで、危険負担等保管上の一切の責任を負うものとする。

物件納入の性質上必要な容器、外包は特別な定めのない限り甲の所得とする。

(使用材料の検査)

第9条 甲は、必要があると認めたときは修正及び製作に使用する用紙その他の材料について、これを検査することができるものとする。

この場合、検査に合格した材料でなければ使用することができないものとする。

(物件の納入検査)

第10条 乙は、修正及び製作を完了しこれを納入したときは直ちに甲に通知し、甲又は甲の命じた検査職員の検査を受けるものとする。

2 甲は、乙より物件の納入があった日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が検査に立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 第1項の検査に合格したときをもって、乙から甲に物件の引渡しが完了し、所有権が移転したものとする。

4 第1項の検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は甲の指定した期限内に完全なものを納入し甲の再検査を受けるものとする。この場合の検査等の取扱いは前3項の規定

を準用する。

- 5 前項の場合において、納入期限を経過して納入したときは、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日までの日数を履行遅滞日数として取り扱うものとする。

（物件検査の遅延）

第11条 甲がその責に帰する理由により前条第2項に規定する期限までに検査を行わないときは、その期限の翌日から検査を行った日までの日数は、第15条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとする。遅延日数が支払期限の日数を越えるときは、支払期間は、当該遅延日数が支払期限を越えた日に満了したものとみなす。

（天災その他不可抗力による期限延長）

第12条 乙は、天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないと認めるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による納入期限延長の請求を受けた場合において、その理由を正当と認めたときは、その期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

（乙の履行遅滞による違約金）

第13条 乙は、その責に帰する理由により納入期限を経過して物件を納入したときは、納入期限の翌日から起算して甲が納入の通知を受けた日までの日数に応じて、納入遅延となった物件の契約金額に対して、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下同じ。)第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

（契約不適合）

第14条 乙から甲に引渡しが完了した物件の種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないものがある場合、またこれによって損耗き損が生じた場合について、乙は甲の指定に従い、これを引換え、又はその補修に要する費用を負担するものとする。この場合の補償期間は、引渡しを完了した日から3か月とする。

（請負代金の支払）

第15条 乙は、第10条第1項に規定する検査に全ての物件が合格したときは、支払請求書により代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないとき（天災その他不可抗力による場合を除く。）は、甲は、支払期間の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

（契約の解除及び効果）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に対して支払うものとする。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

2 前項第1号及び第3号の場合における解除の効力は既納部分には及ばないものとする。

3 この契約を解除した場合で乙に提供した資料があるときは、乙は契約解除の日に甲にこれを返さなければならない。

第17条 前条により契約を解除した場合で、乙において物件の既済部分があるときは、乙は甲の承諾を得てこれを納入することができるものとする。甲はこれを検査し合格と認めたときは、検査数量に応じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(債権、債務の相殺)

第18条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負契約代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第19条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行なったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号。以下同じ。)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第20条 乙が次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、乙は甲の請求に基づき、請負契約金額の100分の10に相当する額を違約金とし甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該

納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負契約金額の100分の10に相当する額のほか、請負契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第4号に該当する場合であって、同項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (4) 前項第4号に該当する場合であって、乙が甲に次に掲げるいずれかに抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - イ 独占禁止法等に抵触する行為
 - ロ 入札に当たって、競争を制限する目的で、入札価格又は入札意思について他の入札参加者で行ういかなる相談
 - ハ 落札者決定前における、他の入札参加者に対する意図的な入札価格の開示
- 3 乙が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（制裁金の徴収）

第21条 乙がこの契約に基づく遅延金、賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に、甲の指定する期間を経過した日から請負契約

金額支払の日まで国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した遅延利息を付した額と、乙に支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（著作権等）

第22条 乙は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

- 3 乙は、甲が納入成果品を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議してその利用の取り決めをするものとする。

- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（契約外事項）

第23条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

（紛争解決の方法）

第24条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

（特約条項）

第25条 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

複製基本図修正作業仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、次の作業に適用する。

複製基本図修正

2 修正項目及び数量

調製する複製基本図は、貸与する原稿（修正箇所を示す複製基本図の写し、距離方向角計算書等）より次の事項を挿入（描写）、削除又は修正する。

- （１）境界線、境界標識、境界番号等の挿入削除
- （２）林道、作業道の挿入削除
- （３）林道、作業道の位置修正
- （４）その他原稿に示す事項
- （５）数量等詳細は別表内訳書のとおり。

3 図式及び規格

本作業は、本仕様書に基づき実施するほか、本仕様書に定めのないものについては「国有林野森林図式及び同適用細則」（以下「図式」という。）に基づくものとする。

4 表示の方法

- （１）挿入は全ての修正項目について裏書き（逆字）とする。
- （２）挿入位置は、他の記載事項と重複しないこと。
- （３）削除は全て複製基本図を傷つけないよう、カッターナイフ等で削り取ることであり、等高線・区画線等を消去した場合は、復元すること。
- （４）表示する修正項目の色は全て黒インクで表示する。
- （５）作業道については、記号は並行の実幅により 1 号線で表示、片側は実線、残りの片側は破線とする。破線は 1.5 mm の線長と 0.5 mm の空白の繰り返しとする。

5 発注者が受注者に貸与する資料

- （１）作業対象森林計画区の複製基本図（マイラー）
- （２）修正箇所を示す原稿等

6 施工管理

- （１）作業の工程管理、精度管理、品質管理を十分に行うものとする。
- （２）貸与された資料は、紛失、汚損等しない。
- （３）貸与された資料は、修正した基本図の納入時に返納する。

7 その他

この仕様書のほか、図式に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。

別表 複製基本図修正作業 内訳書

四万十川森林計画区		
修 正 項 目 (全サイズ:B1判)	単位	数量
	枚	72
各種線形		
・ 林道路線挿入	km	28.88
・ 林道路線削除	km	14.78
・ 作業道路線挿入	km	418.87
・ 作業道路線削除	km	15.99
・ 歩道線修正及び新規挿入	km	1.90
・ 境界線挿入	km	7.21
・ 境界線削除及び送電線削除	km	11.67
境界図形挿入		
・ 無標	点	102
・ 合成樹脂標	点	4
・ 小コンクリート標	点	324
・ 木標	点	70
・ 石標	点	4
・ 金属標	点	58
境界図形削除		
・ 無標	点	261
・ 合成樹脂標	点	117
・ コンクリート標	点	117
・ 小コンクリート標	点	31
・ 天然岩石標	点	13
・ 木標	点	67
・ 石標	点	16
・ 鉄塔	点	3

納入場所:四国森林管理局計画課、 納入期限:令和9年1月22日

国有林野施業実施計画図製作仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、次の作業に適用する。
国有林野施業実施計画図製作

2 使用する規程等

- (1) 本作業は、本仕様書に基づき実施するほか、本仕様書に定めのないものについては国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）、「国有林野森林図式及び同適用細則」（以下「図式」という。）に基づくものとする。
- (2) 前項の規程等によるほか、国有林野施業実施計画図製作要領によるものとする。

3 製作区域及び数量

製作区域(森林計画区)及び数量(印刷数)は、別表内訳書のとおりとする。

4 印刷規格等

- (1) 用紙規格 A 1 判、A 2 判、B 2 判、B 3 判
- (2) 用紙品種 地図専用紙 四六判又は菊判
- (3) 印刷色数 5 色刷（黒色・赤色・青色・黄色・ネズ色）
- (4) 余白は裁断処理を行うこと。

5 発注者が受注者に貸与する資料

- (1) 基本図マイラー
- (2) 施業実施計画図製作注記一覧表等

6 製作概要

- (1) 基本図を平面直角座標系の座標値で展開し、国有林区域内の森林区画線、地形(川・等高線)及び道路(林道・作業道・歩道・貸付道路)を編集入力する。小班の情報は施業実施計画図製作注記一覧表により文字記号及び色彩で表示をする。また、管轄区域界(森林管理署界・担当区界)及び行政区域界等を表示する。これらの事項を図式に基づいて表示する。

国有林区域外は国土地理院発行の地形図(1:25,000)及び市町村管内図等を参考資料として必要事項を表示する。

監督職員の校正確認はカラー出力校正図による 2 回とし、検査合格後に仕様書に定められた用紙に指定(見本図)の色彩で印刷をする。

- (2) 前項の規定に基づき製作した国有林野施業実施計画図について、そのデータを構成し、電磁的記録媒体(DVD-R 等)に記録し納品する。

記録するデータについては、国有林野施業実施計画図から座標値を読み取り、内図郭の単位でファイルに保存する。切図(分図)がある場合は、切図単位でファイルに保存する。ファイル形式は Geotiff 形式(埋め込み座標値は平面直角座標(世界測地系)、解像度は 300dpi 相当)及び AI 形式とする。

- (3) (1) の規定に基づき製作した国有林野施業実施計画図とは別に、次の仕様にて凡例を作成するものとする。

- 一 用紙規格(仕上寸法) 83mm×297mm
- 二 印刷方式 オフセット印刷

三 用紙品種

地図専用紙 菊判

四 印刷色数

5色刷（黒色・赤色・青色・黄色・ネズ色）

国有林野施業実施計画図の色と合わせることを。

7 施工管理

- （1）作業の工程管理、精度管理、品質管理を十分に行うものとする。
- （2）貸与された資料は、紛失、汚損等しない。
- （3）貸与された資料は、成果品納入時に返納する。

8 その他

この仕様書のほか、図式に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。

別表 国有林野施業実施計画図製作 内訳書

No.1

製作物件名	図 葉	規 格	製作数量	納入場所	納入数量
凡 例		83mm×297mm 5色刷	60枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 30枚
四万十川森林計画区 国有林野施業実施計画図	23葉の内1	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内2	A1判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内3	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内4	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内5	A2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内6	A1判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内7	A1判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内8	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内9	A2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内10	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内11	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内12	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内13	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内14	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内15	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内16	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚

別表 国有林野施業実施計画図製作 内訳書

No.2

製作物件名	図 葉	規 格	製作数量	納付場所	納付数量
四万十川森林計画区 国有林野施業実施計画図	23葉の内17	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内18	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内19	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内20	A2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内21	B2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内22	B3判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
	23葉の内23	A2判 5色刷 2万分の1	100枚	四国森林管理局 計画課 四万十森林管理署	30枚 70枚
電磁的記録媒体		Geotiff形式 及びAI形式	一式	四国森林管理局 計画課	一式

納入期限: 令和9年3月12日

国有林野施業実施計画図製作要領

1 施業実施計画図の図割

- (1) 図幅の区画(図割)は、森林事務所の管轄区域(担当区)を基準として、国有林とその施設及び連絡道路等を考慮したものとする。
- (2) 区画(図割)は前回樹立の施業実施計画図を原則とするが、事情により変更する場合がある。標定替えは変更標定図(貸与資料)による。

2 国有林の標定

スキャニングした基本図の正規化作業(四隅の座標値を設定)を行い、平面直角座標系縦横線を基準として国有林の展開をする。

3 表示する事項

- (1) 基準点：三角点、図根点記号と名称
- (2) 境界標：境界標記号及び境界番号
- (3) 国有林区画界：広域流域界、森林計画区界、境界(以下「国有林界」という。)、林班界、小班界
- (4) 管轄区域界：森林管理署(森林管理事務所)界、担当区界
- (5) 国有林名：国有林団地名(区域界は表示しない。)
- (6) 行政区画：県界、郡市界、町村界及び行政名
- (7) 官行造林地：官行造林地界、林班界、名称及び林班番号
- (8) 森林管理局所属道路：林道、作業道、軽車道、歩道、林道名
- (9) 副記号(所在地記号)：森林管理局、森林管理署(森林管理事務所)、森林センター、森林事務所、事業所、研修所、保養所等及びその名称
- (10) 小班の情報：林相、林齢、ha 蓄積、法令等の指定、機能類型、施業群、除地の種別
- (11) 等高線：計曲線、主曲線、変形地記号(崖・露岩等)、標高数値(計曲線)
- (12) 水部：沢、川、湖沼、海、港湾及び各名称
- (13) 道路：高速道路、国道、主要地方道、主な県市町村道、歩道及び道路名称又は道路番号
- (14) 鉄道、駅：J R線、私鉄、索道、路線名及び駅名
- (15) 道路、鉄道の付随構築物：橋、トンネル等
- (16) 居住地：市街地、集落記号及び名称
- (17) 各建物記号：市町村役場、学校、郵便局、官公庁、神社、寺、その他
- (18) 著名箇所：名所旧跡地
- (19) 分図区画線
- (20) 目盛：1 cm ごとに目盛と数値
- (21) 経緯度：1 分ごとに目盛と数値(世界測地系)
- (22) 題名、凡例、方位、縮尺、図葉当該担当区及び林班番号
- (23) 位置図(該当森林計画区全域に図割線を表示)

4 表示の方法

施業実施計画図は、国有林の森林区画の形状を正確、かつ詳細に表示をする。民有地域については地形図(1：25,000)及び市町村管内図等を参考資料として表示をする。

- (1) 基本図の展開及び編集入力精度は、位置の誤差 0.2 mm 以内とする。
- (2) 国有林界及び小班界の形状は直線の連続で表示をし、基本図と同等の精度とする。
- (3) 国有林界、林班界、小班界は、基準点記号、境界標と重複する箇所以外は間断をしてはならない。
- (4) 転位：小班界と他の地物(林道等)の関係が縮尺等の関係で、真位置に表示が困難な場合は最小限の転位をして表示をすることができる。その場合に相互の位置関係及び形状を損ねないように注意をする。なお、基準点、境界標及び国有林界は転位をしてはならない。
- (5) 重複：国有林区画界と河川及び行政区画界などが一致する箇所の表示は、各事項の図式による。

- ①国有林界と行政界：国有林界に沿わせて行政界を断片的に表示
- ②林班界と行政界：林班界に沿わせて行政界を断片的に表示
- ③林班界と川：川で林班界線を兼ねて、林班界記号（●）を表示
- ④小班界と川：川に沿わせて小班界を表示
- （6）小班の情報：施業実施計画図製作注記一覧表により、図式に定められた文字記号及び数値に置き換えて表示をする。
- （7）機能類型：施業実施計画図製作注記一覧表より各小班の機能を読みとり、図式に定められた色彩で表示をする。
- （8）等高線：国有林区域内は基本図（10m間隔）より編集（20m間隔）をして表示をする。
- （9）目盛：用紙の四辺に1 cmごとの目盛(点)を表示し、5 点ごとに数字を記入する。
- （10）民有地域：国土地理院発行の地形図（1：25,000）及び市町村管内図等を参考資料として、縮尺等に適応した取捨選択などの編集を行い表示する。
- （11）線号、種類、道路の巾等は、特に指定のあるもの以外は見本図を参考とする。

5 注記の表示方法

- （1）注記は横書きを原則とするが、周辺の状況を考慮して読みやすい形式で表示をする。
- （2）線状対象物の注記はその形状に沿って階段状に表示する。また、注記する位置の線状対象物の傾斜が45 度未満の場合は横書き、45 度以上の場合は縦書きとする。
- （3）広がりのある区域を示す注記は、その中央付近に配置する。
- （4）行政名は区域の中央付近と行政界に付随した箇所に表示する。
- （5）注記の書体、字大等は、特に指定のあるもの以外は見本図を参考とする。
- （6）国有林に関する注記
 - ①基準点名：原則として記号の上方に表示する。
山岳名と三角点名が異なる場合は、山岳名に括弧を附して表示する。
 - ②基準点標高数値：原則として記号の右方に表示する。
 - ③国有林名：区域の中央付近に表示する。
 - ④林班番号：区域の中心付近（小班界に重ねない）に表示する。小面積の林班で区域内に表示することが困難な場合は隣接した区域外に表示。
 - ⑤隣接林班番号：当該森林管理署管内の林班番号は黒色、隣接する他森林管理署管内の林班番号は青色で表示する。
 - ⑥川(沢)名：基本図及び地形図(1:25,000)を資料として表示する。
 - ⑦林道名：途中分岐、合流のある場合は、各路線区間が明瞭になる位置に表示をする。
 - ⑧森林管理署等：森林管理署等の事業所は位置を記号で示し名称を表示する。
 - ⑨広域流域名、森林計画区名：当該及び隣接森林計画区名を表示する。
 - ⑩森林管理署名：隣接する森林管理署名を表示する。
 - ⑪担当区名：当該及び隣接担当区名を表示する。

6 小班情報の表示

- （1）林地
 - ①小班名
 - ②施業群(水源涵養タイプ)
 - ③林齢、林相、ha 蓄積
 - ④法令等の指定地記号(複数種の指定がある場合は図式の順序に表示)
- （2）除地
 - ①小班名
 - ②法令等の指定地記号(複数種の指定がある場合は図式の順序に表示)
 - ③除地種別記号
- （3）表示方法
 - ①原則として小班区画内に当森林管理局の規則により表示をする。
 - ②小班区画内に表示が困難な場合については、引出し線を用いて該当小班外に当森林管理局の規則により表示をする。
 - ③小班区画が煩雑で小班情報が該当小班内又はその付近に表示が困難な場合は、該当林班付近の国有林区域外に林班番号を付して表示をすることができる。

④法令等の指定が林班全域の場合は、林班番号の下方に指定地記号を表示して各小班の表示を省略する。

7 機能類型の表示

- (1) 彩色（平彩）で表示する。また、山地災害防止タイプの細分を各文字記号で表示する。
- (2) 設色

項 目	網 点 濃 度
山地災害防止タイプ	黄色 10% + 青色 20%
水源涵養タイプ	黄色 5% + 青色 5%
自然維持タイプ	黄色 10% + 赤色 5%
森林空間利用タイプ	黄色 10%

- (3) 山地災害防止タイプの細分

- ①土砂流出・崩壊防備：（土）
- ②気象害防備：（気）

8 線の区分

線 号	線の太さ
特号線	0.30 mm
1 号線	0.20 mm
2 号線	0.15 mm
3 号線	0.10 mm

9 緯度、経度の表示

- (1) 世界測地系に基づく緯度、経度
- (2) 緯度、経度の1分単位を目盛りを図郭線に表示する。
- (3) 緯度、経度数値を図郭線四隅付近は $\circ\circ^{\circ}$ $\circ\circ'$ 、中間は $\circ\circ'$ と表示する。

10 標題

○○森林計画区
第七次国有林野施業実施計画図
○○森林管理署（○○事務所）
○葉の内○
令和8年度樹立

11 凡例

- (1) 四国森林管理局統一凡例を記載する。
- (2) 書式は縦二列（見本図）を原則とするが、各図葉の表示範囲により段組を変更する。
- (3) 別途、使用時書き込み凡例（枠のみ）を記載する。

12 位置図

- (1) 任意の縮尺で森林計画区全域を表示する。
- (2) 表示事項は国有林区域、行政区域界（名）、森林計画区界、担当区界（名）、森林管理署、森林事務所記号等とする。
- (3) 施業実施計画図の図割線と図葉番号を表示する。また当該図葉の図割線と図葉番号は赤色とする。

13 縮尺

縮尺数値と物差目盛の表示をする。